鳥取県告示第435号

鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

Uターン状況実態調査

2 調査の目的

県外進学者の就職状況等を調査し、本県へのUターン状況を把握することで、若者の県内就職率及び県内定着率を高めるための施策を検討する資料とすること

- 3 調査対象の範囲
 - (1) 学生・保護者へのアンケート調査 平成20年3月に高校を卒業した本県出身者のうち大学等に進学したもの
 - (2) 企業等へのUターン就職状況調査

従業員30名以上の県内事業所

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 学生・保護者へのアンケート調査 高校卒業後の進路、現在の状況、就職先その他就職状況に関する事項
 - イ 企業等へのUターン就職状況調査 新卒者及び社会人の採用計画及び採用実績その他採用状況に関する事項
 - (2) その基準となる期日

平成24年4月1日

- 5 報告を求める者
 - (1) 学生・保護者へのアンケート調査 約 4,000名(全員)
 - (2) 企業等へのUターン就職状況調査 1,317事業所(全事業所)
- 6 報告を求めるために用いる方法

5の者に対して調査票を郵送し、5の者が調査票を返送する方法

7 報告を求める期間

平成24年6月18日から同年7月31日まで

8 調査票情報の保存期間

5 年間

9 結果の公表方法

Uターン状況実態調査報告書を作成し、公表する。